

○死傷者多数事案発生時における被害者支援要領の制定について

(平成27年11月18日島広報甲第867号ほか本部長例規通達)

最終改正 令和4年3月23日

被害者多数の事件・事故等発生時における被害者支援については、警察本部被害者支援要員班運用要領の制定について（平成12年7月12日島警乙第3072号ほか本部長例規通達。以下「旧例規通達」という。）により運用しているところであるが、近年、全国各地において死傷者が多数に及ぶ事件・事故が発生しており、この種の事案が発生した場合には、その初期段階から被害者及びその家族又は遺族に対する組織的かつ総合的な被害者支援を効果的に行う必要がある。

このため、別添のとおり死傷者多数事案発生時における被害者支援要領を制定し、平成27年11月18日から施行することとしたので、効果的な運用に努められたい。

なお、旧例規通達は、平成27年11月17日限り、その効力を失う。

別添

死傷者多数事案発生時における被害者支援要領

第1 趣旨

この要領は、死傷者が多数に及ぶ事件・事故が発生し、当該事件・事故の発生地を管轄する所属の被害者支援担当者だけでは被害者及びその家族又は遺族(以下「被害者等」という。)に対する支援活動が十分にできないおそれがある場合において、警察本部及び警察署の支援要員を広域かつ集中的に運用し、当該事件・事故の被害者等に対する組織的かつ総合的な被害者支援活動を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

第2 対象事案

この要領において、死傷者多数事案とは、死者がおおむね5人以上若しくは死傷者がおおむね10人以上の事件・事故又はその内容、被害者等の状態、社会的反響等を総合的に勘案し、警察本部長(以下「本部長」という。)が組織的な被害者支援を行う必要があると認めるものをいう。

第3 死傷者多数事案に係る被害者支援要員の指定

死傷者多数事案に係る被害者支援を行う要員(以下「特別被害者支援要員」という。)の指定は次によるものとする。

(1) 警察本部

別表第1に掲げる所属の所属長(以下「関係所属長」という。)は、各所属の警部補以下の階級にある警察官又はこれに相当する警察官以外の職員の中から、同表に定める人数の特別被害者支援要員を指定するものとする。

(2) 警察署

警察署長は、被害者支援要員制度実施要領の制定について(平成11年9月24日島警甲第5223号ほか本部長例規通達)により指定された被害者支援要員の中から、別表第2に定める人数の特別被害者支援要員を指定するものとする。

(3) 指定の解除

関係所属長及び警察署長(以下「関係所属長等」という。)は、特別被害者支援要員に人事異動、疾病その他のやむを得ない理由が生じたときは、指定を解除するものとする。

(4) 指定の報告等

ア 関係所属長等は、人事異動等により特別被害者支援要員を指定又は解除したときは、特別被害者支援要員指定・解除書(様式第1号)により、速やかに警務部広報県民課長(以下「広報県民課長」という。)を經由して本部長に報告するものとする。

イ 広報県民課長は、アの報告に基づいて特別被害者支援要員名簿(様式第2号)を作成し、その内容を関係所属長等に通知するものとする。

第4 特別被害者支援室の設置

- 1 死傷者多数事案の発生地を管轄する警察署長又は島根県警察高速道路交通警察

隊長（以下「発生地所属長」という。）は、対象事案を認知した場合は、広報県民課長を経由して本部長に報告するとともに、特別被害者支援要員派遣要請書（様式第3号）により広報県民課長を経由して本部長へ派遣を要請するものとする。ただし、急を要する場合は、口頭により申請し、後日特別被害者支援要員派遣要請書を送付するものとする。

- 2 本部長は、発生地所属長の報告を受け、被害者支援を一元的かつ効果的に推進するため必要と認める場合は、死傷者多数事案の発生地を管轄する警察署又は島根県警察高速道路交通警察隊に特別被害者支援室を設置するものとする。
- 3 特別被害者支援室が設置されるまでの間、発生地を管轄する警察署総務課（係）長は、自所属の被害者支援要員及び第6の規定に基づき派遣された近接警察署特別被害者支援要員の運用・調整を行うとともに支援状況の総括を行い、同室設置時にこれを引き継ぐものとする（島根県警察高速道路交通警察隊各分駐隊においては、近接警察署から派遣された特別被害者支援要員の中から総括担当者を指定するものとする。）。

第5 特別被害者支援室の組織及び任務

- 1 特別被害者支援室に特別被害者支援室長（以下「支援室長」という。）を置き、総括班及び被害者支援班を設置する。
- 2 支援室長は、広報県民課長をもって充てる。ただし、これにより難しいときは、本部長が別に指名することができる。
- 3 総括班及び被害者支援班は、第6の規定に基づき派遣された特別被害者支援要員をもって編成する。
- 4 支援室長は、発生地所属長と協議し、被害者支援全般を統括し、各班を指揮するものとする。
- 5 各班の任務については、別表第3のとおりとする。
- 6 対象事案が交通事故事件である場合は、広報県民課長と交通部交通指導課長（以下「交通指導課長」という。）は連絡を密にし、交通指導課長は交通事故被害者連絡調整官を特別被害者支援室へ派遣するなどの措置を執るものとする。

第6 特別被害者支援要員の派遣

1 派遣要員の基準

警察本部及び警察署の特別被害者支援要員とする（対象事案を主管する所属（課）の特別被害者支援要員を除く。）。

2 派遣の命令

本部長は、第4の1の派遣要請に対し、特別被害者支援要員の派遣が適当と認めるときは、特別被害者支援要員の中から、被害者の人数、事件の態様等を総合的に判断して派遣者を指名し、派遣者の関係所属長等に対し、派遣を命ずるものとする。

3 派遣期間

- (1) おおむね1週間以内とする。

(2) 本部長は、発生地所属長から派遣期間延長の申請がなされた場合は、事案の進展状況等を検討し、その必要性があると認められるときは、派遣者の関係所属長等に対し、派遣期間の延長を命ずることができるものとする。

4 派遣の解除

本部長は、発生地所属長との協議の結果、特別被害者支援要員の派遣の必要がなくなったと認めたときは、派遣の解除を決定し、その旨を派遣者の関係所属長等に通知するものとする。

第7 捜査本部等との連携

支援室長は、対象事案の捜査又は初動措置に当たる捜査本部等と緊密な連携を図り、被害者支援活動、捜査活動等に支障が生じることがないように努めるものとする。

第8 関係機関・団体との連携

支援室長は、対象事案の態様、被害者等の心情を勘案の上、必要と認める場合には、当該支援を行うことが適当と認める犯罪被害者支援に係る関係機関・団体（以下「関係機関等」という。）との連携を図り、被害者支援活動の推進に努めるものとする。この場合において、関係機関等が当該被害者等に対して被害者支援活動を継続的に行う必要があると認める場合には、当該支援活動を行うことが適当と認める関係機関等に引き継ぐものとする。

第9 報告

発生地所属長は、特別被害者支援要員の活動状況について、必要の都度、支援室長を経由して本部長に報告するものとする。ただし、特異事項その他緊急に対応を要する事項については速報するものとする。

第10 庶務

特別被害者支援要員の派遣及び特別被害者支援室に関する事務は、警務部広報県民課犯罪被害者支援室において行うものとする。

別表〔略〕

様式〔略〕